

大津市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答 申 第 100 号)

令和7年7月24日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

答 申

第1 審査会の結論

大津市長（以下「実施機関」という。）が、審査請求人に対して、令和5年7月18日付け大津市指令環政第10号で行った公文書部分公開決定（以下「本件処分1」という。）及び令和5年8月22日付け大津市指令環政第11号で行った公文書部分公開決定（以下「本件処分2」という。）（これらを総称して「本件処分」という。）に対する審査請求については、これを却下すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書公開請求

審査請求人は、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対して次に掲げる公文書の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(1) 令和5年7月3日付けで公開を求めた公文書

「環境政策課が保有するタバコ製造業者やタバコ販促に関わる団体等との接触の際に作成・取得した文書（令和5年5月26日付け大津市指令環政第9号による部分公開決定（請求日：5月15日）より後のもの）」

(2) 令和5年8月8日付けで公開を求めた公文書

「環境政策課が保有するタバコ製造業者やタバコ販促に関わる団体等との接触の際に作成・取得した文書（令和5年7月18日付け大津市指令環政第10号による部分公開決定（請求日：7月3日）より後のもの）」

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に係る公文書について、指定された期間に作成し、又は取得した公文書を特定し、及び公開を行ったところ、法人との契約に係る書類（覚書及び委託契約書の案をいう。以下「本件公文書」という。）については、条例第7条第5号に該当するものであるとしてその全てを非公開とした。

3 本件審査請求

令和5年10月20日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 職権による本件処分の変更

令和5年12月7日、実施機関は、本件処分において当初非公開としていた本件公文書について、条例第7条第1号又は第2号に該当する非公開情報を除き公開する決定（以下「本件変更処分」という。）を行った。

5 本件変更処分に対する審査請求

令和5年12月7日、審査請求人は、本件変更処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、審査請求（以下「変更処分に対する審査請求」という。）を行った。そして、こ

の変更処分に対する審査請求の趣旨は、特定の法人の社員の氏名（以下「特定の法人の社員の氏名」という。）の公開を求めるものであった（この点、審査請求人は、本件変更処分において、本件公文書の中で尚も非公開部分とされた特定の法人の名称（以下「特定の法人の名称」という。）については、この変更処分に対する審査請求の中で争う意思を示していない。）。

6 変更処分に対する審査請求に係る認容裁決

令和6年3月12日、実施機関は、本件公文書のうち公開を求められていた特定の法人の社員の氏名を非公開とした部分を取消し、本件公文書を公開するという認容裁決（以下「本件認容裁決」という。）を行った。

第3 審査請求の趣旨

本件公文書の公開を求める。

第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、本件公文書について、市の内部における審議、検討又は協議に関する情報であるとしても、その全てが直ちに条例第7条5号に該当するとはいえない、というものである。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分1について

- (1) 本件公文書は、契約内容の検討段階であった。
- (2) 本件公文書を公開することにより、外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどによる率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、未成熟な情報により市民等の誤解や憶測を招き、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとして、委託業務の公正又は適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第5号に該当すると判断した。

2 本件処分2について

- (1) 令和5年8月8日付け公文書公開請求書を収受した令和5年8月10日において、法人と委託契約を締結していたが、当該契約に基づく業務は完了しておらず、市の内部で詳細な協議を行うとともに、引き続き外部への説明を実施していく必要があり、また、当該協議によって業務内容に変更が生じる可能性等が想定される状況であった。
- (2) 当該状況を踏まえ、本件公文書を公開することにより、外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどによる率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるなど、契約業務の公正又は適正な執行に支障を及ぼすおそれがあったため、条例第7条第5号に該当すると判断した。
- (3) なお、委託契約書については、本件処分2により公開した。

3 審査請求人が公開を求めている本件公文書は、本件処分の内容の一部を変更する本件変更処分により、非公開部分を除き、公開を行った。

第6 当審査会の判断理由

1 本件公開請求について

本件公開請求は、審査請求人が、実施機関が保有する本件公文書の公開を求めるものである。

2 本件審査請求に係る争点について

審査請求人は、本件公文書について、市の内部における審議、検討又は協議に関する情報であるとしても、その情報の全てが直ちに条例第7条5号に該当するとはいえないと主張している。

一方、実施機関は本件処分の一部を変更した本件変更処分により本件公文書を審査請求人に公開したことなどを主張しているところ、審査請求人は本件変更処分にも不服があるとして、更に変更処分に対する審査請求を行った。

なお、本件処分について、本件公文書を非公開としたこと以外に争いはない。

以上を踏まえ、当審査会は、本件審査請求について、次のとおり検討した。

3 本件審査請求についての検討

(1) 本件処分の不存在について

実施機関は、変更処分としているが、条例第7条第5号を理由に全部非公開としていたところ、その事情がなくなったことを理由として本件変更処分を行った経緯に鑑みると、本件変更処分は本件処分に差し替えて、条例第7条第2号を理由とした一部公開処分としたものであると解される。

また、審査請求人も、変更処分に対する審査請求において本件変更処分を争い、審査庁が請求認容をし、本件変更処分の一部を取り消す旨の裁決をしていることに照らすと、本件公文書の公開に関する争いの対象は本件変更処分であることに相違ない。

そうすると、本件変更処分によって本件処分そのものが消失し、本件処分は存在しなくなったものと解するのが相当である。

したがって、本件審査請求は、審査請求の対象を欠くものといえ、不適法であるから、却下されるのが妥当である。

(2) 審査請求の利益について

本件審査請求について、前号での検討のとおり却下が妥当であるが、なお審査請求の利益を有するかについて検討する。

ア 本件処分及び本件変更処分における本件公文書の取扱いについて

審査請求人が公開を求める本件公文書について、本件処分1及び本件処分2においてどのように取り扱われているかについて確認する。

まず、本件処分1及び本件処分2においては本件公文書自体が条例第7条第5号に該当することから、その全てを不開示としたところ、その後の本件変更処分においては特定の法人の名称及び特定の法人の社員の氏名を除いて公開されている。

なお、このうち特定の法人の社員の氏名については、上記第2第6項において記載したとおり、本件変更処分に対する変更処分に対する審査請求を実施機関が認容する裁決を行い、公開しているため、特定の法人の社員の氏名については当審査会においてこれ以上の検討を要しない。

また、本件処分及び本件変更処分により非公開とした特定の法人の名称については、当審査会が事務局を通して実施機関に確認したところ、本件変更処分に係る通知書において、公文書の公開をしない部分として「法人の名称」として記載され、これに係る理由付記としては「法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため（条例第7条第2号該当）。」と記載されていることを確認した。

イ 審査請求の利益が失われていることについて

前説のとおり、本件処分については、一部の情報を除き本件公文書を公開した本件変更処分に差し替えられ、審査の対象として消滅していることから、審査請求人はそもそも本件審査請求をする利益を有しない。もっとも、審査請求人は、本件変更処分により非公開とされた部分について審査請求により争うことが可能であるところ、それは変更処分に対する審査請求にかかるものにすぎない。

なお、審査請求人は、特定の法人の社員の氏名の公開については変更処分に対する審査請求において開示を求める一方で、本件変更処分において尚も非公開とされている特定の法人の名称については争う意思を示していない。このことから、本件審査請求及び変更処分に対する審査請求により公開を求められている情報については、本件変更処分及び本件認容裁決によって既に公開されているといえる。そうすると、審査請求人において本件処分を取り消し、本件公文書の公開を求める実益は既になくなっていると当審査会は思料する。

したがって、本件処分が不存在であることと併せ、本件審査請求は請求の利益を欠くことから、結局不適法なものとなると当審査会は判断した。

4 結論

以上のとおり、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和6年8月27日	諮問書の受理
令和7年3月21日	審議
令和7年5月12日	審議
令和7年6月17日	審議
令和7年7月24日	答申